第３章　環境政策の推進

１．我孫子市の環境行政の体系

国が制定する環境基本法に示された基本理念及び国が策定する環境基本計画の長期的な目標に基づき、我孫子市というまちの特性を活かした環境の実現を目指しており、次のような法的な位置づけのもと、環境行政に取り組んでいます。

（国）　環境基本法 ―― （下位法）・循環型社会形成推進基本法・生物多様性基本法

関連法
- 大気汚染防止法
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- 動物の愛護及び管理に関する法律
- 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 水質汚濁防止法　　他

環境基本法【一部抜粋】

（環境の恵沢の享受と継承等）

第３条　環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

（国の責務）

第６条　国は、前三条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第７条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

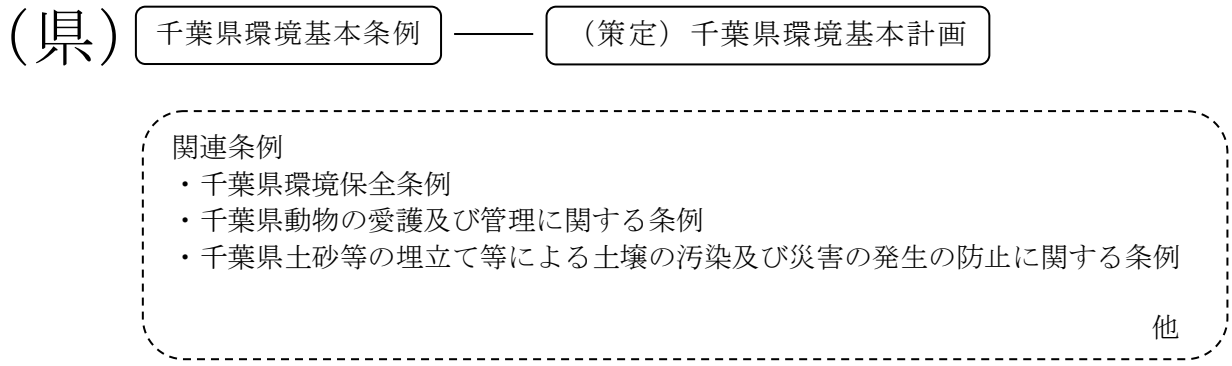

千葉県環境基本計画【一部抜粋】

（県の責務）
第四条　県は、環境の保全を図るため、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
２　県は、市町村の施策を支援し、及びその実施に協力するよう努めるものとする。

（市町村の責務）
第五条　市町村は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
２　市町村は、県の施策に協力して地域の環境の保全に努めるものとする。

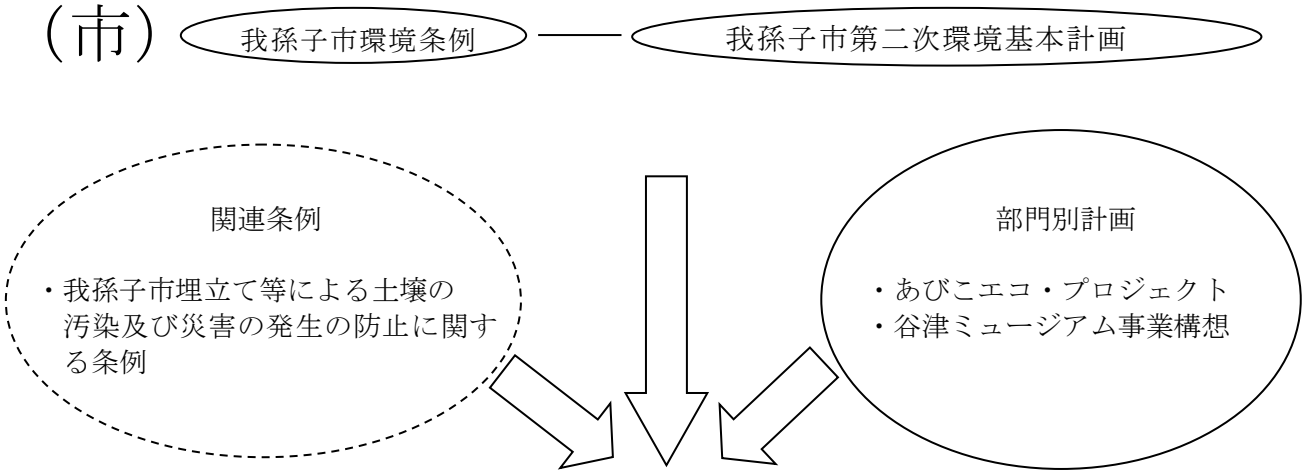

環境保全のための具体的な施策の推進

我孫子市環境条例【一部抜粋】

（市の責務）
第４条　市は、環境の保全を図るため、地球の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２．我孫子市の環境に関する条例の制定

今日の環境問題は、従来の産業型公害にとどまらず、自動車交通による大気汚染、家庭排水による水質汚濁、ごみ問題、地下水汚染などの都市・生活型公害、地球温暖化、オゾン層の破壊など地球規模での環境問題へと広がってきました。

産業型公害に対しては、排出規制等の対策により、一定の成果をあげてきました。しかし、都市・生活型公害や地球規模での環境問題に対しては、規制中心の対策だけではなく、市民の生活様式を環境保全に配慮したものにする必要があり、普及啓発や助成、環境教育の推進などの様々な施策が必要になってきました。

我孫子市では、このような環境問題の変化に伴い「我孫子市公害防止条例」を廃止し、「我孫子市環境条例」を平成 9（1997）年 6 月に制定しました。

また、「我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を平成 10（1998）年 3 月に制定しました。

我孫子市環境条例では、環境の保全についての基本理念を定め、市民・事業者・行政の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めるとともに、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

３．我孫子市環境審議会

我孫子市環境条例に基づき、平成 10（1998）年 1 月 27 日に「我孫子市環境審議会」が設置されました。環境審議会は、学識経験者や市民、事業者の代表で構成され、環境の保全に関して基本的な事項を調査審議し、市長の諮問に応じてその実施について建議することができます。

第 14 期我孫子市環境審議会委員名簿
任期：令和 6（2024）年 1 月 27 日～令和 8（2026）年 1 月 26 日

		氏　名	委員種別	所　属　等
1	会長	齋藤　大輔	学識経験者	中央学院大学
2	副会長	朴　善美	学識経験者	川村学園女子大学
3	委員	金森　有子	学識経験者	国立環境研究所
4	〃	佐々木　唯	学識経験者	文教大学
5	〃	浅井　芝樹	学識経験者	山階鳥類研究所
6	〃	宮川　修	学識経験者	元港区環境課長
7	〃	吉田　義勝	学識経験者	電力中央研究所
8	〃	今井　将門	利害関係人	我孫子市商工会
9	〃	山田　寛	利害関係人	我孫子青年会議所
10	〃	吉川　康之	利害関係人	NECファシリティーズ
11	〃	野中　真規子	公募の市民	

４．我孫子市第二次環境基本計画

我孫子市は、環境条例の規定により環境の保全に関する施策を総合的、計画的に推進するため、平成 13(2001)年に 3 月我孫子市環境基本計画を策定し、平成 24(2012)年 5 月に我孫子市環境基本計画(改訂版)を発行しました。また、我孫子市環境基本計画の計画期間満了に伴い、令和 5(2023)年 3 月には第二次環境基本計画を策定しました。

（1）環境基本計画の目的

本市の魅力である自然環境は、都市化の進展に伴う緑地の減少、地球温暖化や気候変動の影響などにより大きく変化しています。環境の改善のためには、市が施策を実施するだけでなく、市民・事業者の自覚と行動が重要になってきます。

本計画では、本市の将来環境像を「人と自然が共生する環境にやさしいまち　我・孫・子」とします。まちの主人公である市民・事業者と市が協力し、我孫子の緑や水辺をはじめとする豊かな自然環境を未来の子どもたちに伝えていけるよう、さまざまな取り組みを推進していきます。

（2）我孫子市第二次環境基本計画の期間

第二次環境基本計画の期間は、令和 5（2023）年度を初年度とし、12 年後の令和 16（2034）年度を目標として、取り組み項目をまとめました。

（3）環境基本計画の位置づけ

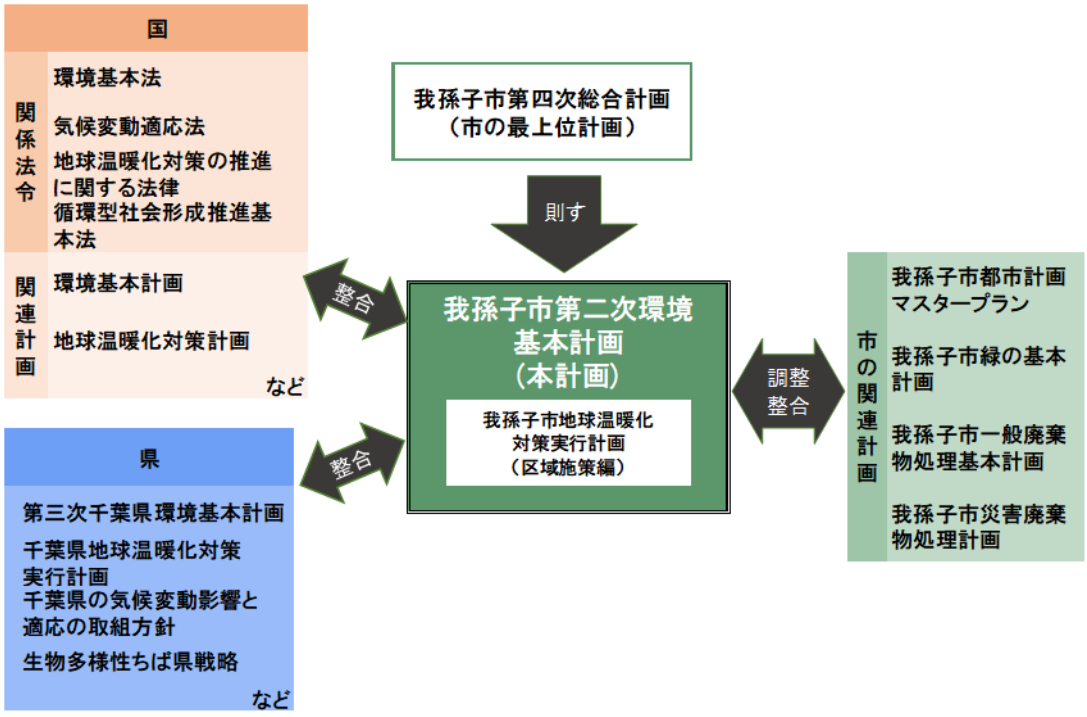

（4）基本目標と施策

１．カーボンニュートラルを実現するためのまちづくり

〇地球温暖化対策（緩和策）
・再生可能エネルギー導入の取り組み
・省エネルギーの取り組み
・公共交通機関などの利用推進・電動車の導入・エコドライブの推進
〇気候変動対策（適応策）
・気候変動の影響を回避・軽減する取り組み
〇循環型社会の構築
・市民・事業者へのごみ排出量削減の取り組み
・資源化に関する継続的な取り組み
・不法投棄・不要処理の防止の取り組み
・最終処分量の削減の取り組み

２．手賀沼をはじめとした水辺を守り、自然と共生するまちづくり

〇水辺環境と生態系の保全
・水辺環境の保全・有効活用の取り組み
・手賀沼及び周辺の環境を保全する取り組み
・多様な生物生息空間づくり
〇緑地環境の保全
・農村環境の保全及び活用
・緑豊かなまちなみづくり

３．快適な環境で、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

〇安全・安心な生活環境
・水環境の保全の取り組み
・生活雑排水の汚濁の負荷低減への取り組み
・有害化学物質対策の取り組み
・大気環境の保全の取り組み
・騒音・振動・悪臭の防止の取り組み
・土壌・地下水の保全
・放射能汚染への対応
〇魅力ある生活環境
・自然と調和した景観
・我孫子遺産の保全・活用

４．一人一人が環境を意識し、行動するまちづくり

・環境学習の推進
・市民参加による環境保全活動の推進
・環境に関する情報の受発信の仕組みづくり
・環境に関するイベントの実施

（5）環境基本計画の進行管理と評価

計画が着実に進められているか、事業の進捗状況を把握し、評価の結果をホームページ等で公表しています。